3　環境大臣は、第四条第一項の規定に違反して遺伝子組換え生物等の第一種使用等がなされている場合又はなされた場合において、当該第一種使用等により生ずる影響であって、生物の多様性（生物の多様性の確保上特に重要なものとして環境省令で定める種又は地域に係るものに限る。以下この項において同じ。）を損なうもの又は損なうおそれの著しいものが生じたと認めるときは、当該第一種使用等をしている者又はした者に対し、当該影響による生物の多様性に係る損害の回復を図るため必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

第十四条第一項中「第二種使用等」を「遺伝子組換え生物等の第二種使用等」に、「又は」を「又は」に改め、同条第二項中「第二種使用等」を「遺伝子組換え生物等の第二種使用等」に、「若しくは」を「若しくは」に改め、同条に次の一項を加える。

3　環境大臣は、第十二条又は前条第一項の規定に違反して遺伝子組換え生物等の第二種使用等がなされている場合又はなされた場合において、当該第二種使用等により生ずる影響であって、生物の多様性（生物の多様性の確保上特に重要なものとして環境省令で定める種又は地域に係るものに限る。以下この項において同じ。）を損なうもの又は損なうおそれの著しいものが生じたと認めるときは、当該第二種使用等をしている者又はした者に対し、当該影響による生物の多様性に係る損害の回復を図るため必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

第二十二条第一項中「その職員」を「当該職員」に改め、同条第二項中「職員」を「当該職員」に改める。

第二十六条に次の一項を加える。

3　環境大臣は、前項に規定する場合において、遺伝子組換え生物等の使用等により生ずる影響であって、生物の多様性（生物の多様性の確保上特に重要なものとして環境省令で定める種又は地域に係るものに限る。以下この項において同じ。）を損なうもの又は損なうおそれの著しいものが生じたと認めるときは、当該遺伝子組換え生物等を譲渡し、若しくは提供し、又は委託して使用等をさせた者に対し、当該影響による生物の多様性に係る損害の回復を図るため必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

第三十条中「者、又は」を「者又は」に改める。

第三十一条第一項中「その職員」を「当該職員」に、「者、又は」を「者又は」に改める。

第三十二条第一項中「者、又は」を「者又は」に改める。

第三十五条の次に次の一条を加える。

（主務大臣への協議）

第三十五条の二　環境大臣は、次に掲げる場合には、主務大臣に協議しなければならない。

一　第三条第四号、第十条第三項、第十四条第三項又は第二十六条第三項の環境省令を制定し、又は改廃しようとするとき。

二　第十条第三項、第十四条第三項又は第二十六条第三項の規定による命令をしようとするとき。

第三十八条中「若しくは第二項」を「から第三項まで」に改め、「第二十六条第二項」の下に「若しくは第三項」を加える。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書の責任及び救済に関する名古屋・クアラルンプール補足議定書が日本国について効力を生ずる日から施行する。ただし、附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この法律による改正後の遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第十条第三項、第十四条第三項及び第二十六条第三項の規定は、この法律の施行の日以後に、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第二条第二項に規定する遺伝子組換え生物等の同条第五項に規定する第一種使用等又は同条第六項に規定する第二種使用等をしている者又はした者及び同法第二十六条第一項の規定による譲渡若しくは提供又は委託をした者について適用する。

（政令への委任）

3　前項に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

財務大臣臨時代理　国務大臣　山本　早苗
文部科学大臣　松野　博一
厚生労働大臣　塩崎　恭久
農林水産大臣　山本　有二
経済産業大臣　世耕　弘成
環境大臣　山本　公一
内閣総理大臣　安倍　晋三

農業機械化促進法を廃止する等の法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年四月二十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第十九号

農業機械化促進法を廃止する等の法律

（農業機械化促進法の廃止）

第一条　農業機械化促進法（昭和二十八年法律第二百五十二号）は、廃止する。

（国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法の一部改正）

第二条　国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法（平成十一年法律第百九十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第十条第三項中「第十四条第三項」を「第十四条第二項」に、「同条第四項第一号」を「同条第三項第一号」に改める。

第十四条第一項第一号中「鑑定」の下に「、検査（農機具についての検査に限る。）」を加え、「（次項に規定する業務に該当するものを除く。）」を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「第四条第三項」を「第四条第二項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「前二項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「前各項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とする。

第十五条第一号を次のように改める。

一　前条に規定する業務（次号及び第三号に掲げるものを除く。）

第十五条中第三号を削り、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　前条第一項第一号に掲げる業務（農機具及び農機具を使用した農作業を効率的に行うのに必要な性状を有する農業資材に係るものに限る。）及びこれに附帯する業務

第十七条中「第十五条第三号」を「第十五条第二号」に改める。

第二十一条第二項中「第十五条第二号」を「第十五条第三号」に改める。

第二十二条第一項第二号中「第十五条第二号」を「第十五条第三号」に改め、同項第三号中「第十五条第一号」の下に「及び第二号」を加え、同項第四号から第六号までの規定中「第十五条第二号」を「第十五条第三号」に改め、同項第七号を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、附則第四条の規定は、公布の日から施行する。